



消毒用アルコールの安全な 取扱い等について



新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消防法に定める危険物の第四類アルコール類に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

下記の留意事項を参考に、消毒用アルコールを使用するようお願いいたします。

留意事項

- 1 消毒用アルコールの使用に際して、火気の近くでは使用しないでください。
- 2 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等に伴い、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場合には、通風性の良い場所や換気が行われている場所等で行ってください。
また、みだりに可燃性蒸気を発生させないため、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けてください。
- 3 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けてください。
また、消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えたりする等しないでください。
- 4 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載してください。



消防法に定める危険物の消毒用アルコールについては、貯蔵・取扱いの量に応じ、消防法や火災予防条例の規定が適用される場合がありますので、事前にご相談をお願いします。

筑紫野太宰府消防本部 予防課 予防係

092-924-5953